

明石市中小企業者温室効果ガス排出量可視化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の事業所等の温室効果ガス排出量の削減を促進するため、自社の温室効果ガスの排出量を算定・把握するシステム（以下「可視化システム」という。）を利用する中小企業者に対し、予算の範囲内でその経費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 本店、事業所、事務所又は工場をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに掲げる者をいう。
- (3) Scope 1 排出量 事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量をいう。
- (4) Scope 2 排出量 他者から供給される電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量をいう。

(補助対象者)

第3条 この要領による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であつて、市長が別に定める基準に従い登録されたものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 市内の事業所等から排出される温室効果ガスの排出量を算定・把握するため可視化システム（Scope 1 排出量及びScope 2 排出量が算定・把握できるものに限る。）を導入する事業であること。
- (2) 第6条による申請（以下「交付申請」という。）を行った日の属する年度において、可視化システムの利用を開始すること。
- (3) 3か月以上連続して可視化システムを利用して、市内の事業所等から排出される温室効果ガスの排出量を算定・把握すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期間内に、交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１） 可視化システムの仕様が確認できる書類
- （２） 契約内容が確認できる書類
- （３） 可視化システムの月額利用料が確認できる書類
- （４） 交付申請を行った日前３か月以内に発行された申請者に係る登記事項証明書（申請者が法人でない場合にあっては、申請者が事業者であることが確認できる書類）
- （５） 可視化システムの算定・把握の対象となる事業所等の位置図
- （６） その他市長が必要と認める書類

２ 同一年度内において、同一の申請者が行う交付申請は１回を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、交付申請を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

２ 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、その旨を変更承認通知書により、補助金交付決定者に通知するものとする。

（事業の中止）

第9条 補助金交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、速やかに中止届出書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助金交付決定者は、市長が別に定める日までに実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第6条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると市長が認める場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- （１） 補助対象経費の支払を証明する書類
- （２） 国、地方公共団体等からの補助金の額が確認できる書類（国、地方公共団

体等から補助金を受ける場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、当該補助金交付決定者からの請求に基づき、前項の規定により確定した補助金を交付する。

3 前項の請求は、請求書により行うものとする。

(補助金交付の決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

2 前項の規定により市長が交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金交付決定者は、市長が定める期限までにこれを返還しなければならない。

(協力)

第13条 市長は、補助金交付決定者に対して、必要に応じて対象事業の効果に関するデータの提供又は地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年7月29日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

別表

補助対象経費	補助対象期間	補助金の額
可視化システムの月額利用料(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	導入日の属する年度内の最長6か月間	補助対象経費の額から国、地方公共団体等による補助金の額を控除した額/月(上限1万円/月とする) ※1,000円未満の端数は切捨て